

横浜市外の保育所等の利用申請について

1 市外保育所等の利用申請において転出予定の書類が用意できる場合（直接申請）

★利用開始日前日までに、横浜市外へ転出する予定がある場合

申請先	必要書類	申請締切日
転出先の市町村	申請方法を含め転出先の市町村へお問合せください	

- 4月申請において、横浜市内の保育所等の利用を希望する場合は、二次利用調整の対象となります
- 転入する自治体へ転入を確認できる書類が準備できない場合は、以下2の内容になります。詳細は、転入先の自治体へ確認ください。

2 利用開始日の前日までに市外へ転出する予定がないが市外の施設を申請する場合

申請先	必要書類	申請締切日
お住いの区の区役所 こども家庭支援課 オンライン・郵送不可	・横浜市申請書類 (P16～19) ・希望の保育所がある市町村 が求める書類	<u>該当市町村の申請締切 り日1週間前まで</u>

★申請書類について（申請先の自治体締切日は申請内容によって異なる場合があります）
青葉区役所窓口では、横浜市以外の市区町村の申請書の記入方法の案内及び書類の不足・不備の確認はできません。

★その他の手続きについて

- ◎保育所等を利用中の方は、窓口でその旨をお申し出ください（手続きが必要）
- ◎横浜市内の施設を併願する場合：横浜市4月1次締切りまでに申請が必要です。

利用申請（市外の施設）の結果は、青葉区役所こども家庭支援課から通知します

利用申請の結果は、保育所等のある市区町村からの連絡を受けて、青葉区役所こども家庭支援課から保護者へ通知します。申請の結果、保留（不承諾）となり、その申請が年度末まで有効な場合でも、次回以降の選考結果は、利用決定となった場合のみ通知します。利用申請の有効期間や審査基準は、保育所等のある市区町村へ直接お問い合わせください。

3 2の手続きをされて、その後に横浜市外に転出される場合

- ・青葉区役所こども家庭支援課へ「認定取消・利用取消申請書」をご提出ください。
保育所等を利用中の場合は、事前に保育担当にご相談ください。
 - ・転居後に、あらためて転居先の市区町村へ保育所等の本申請の手続きが必要です。
申請方法及び申請期限等の詳細は、転居先の市区町村へお問い合わせください。
- ※ 必要な手続きをされなかった場合、利用申請が取り消される場合もあります。

青葉区役所 こども家庭支援課 保育担当 電話：045-978-2428

午前8時45分から午後5時まで（月～金）